

## 株式会社ひのき 光サービス契約約款（一般加入者用）

株式会社ひのき（以下「当社」という。）と当社が行う業務の提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に結ばれる契約は以下の条項によるものとします。

### （当社の行う業務）

第1条 当社は業務区域内の加入者に次の業務を提供します。

当社による受信可能なテレビジョン放送およびFM放送を有線により再送信する業務

基本利用料金で視聴できる放送を有線により再送信する業務

基本利用料金以外にホームターミナル（以下「HT」という）セットトップボックス（以下「STB」という）を使用して別料金で視聴できる特別チャンネルを有線により再送信する業務

上記事業に付帯する業務

### （契約の単位）

第2条 加入契約は1世帯1棟毎に行います。1棟内に別の世帯、事業所、店舗などが併設されている場合は、別途各々契約が必要となります。

### （契約の成立）

第3条 加入申込者が加入申込書を提出し、当社がこれを承諾した時成立するものとします。ただし加入契約に基づいて当社が引き込み線を設置し、保守することが技術上若しくは経費上困難な場合、当社は承諾を取り消すことがあります。

### （加入金）

第4条 加入者は別表の料金表に従い加入金を当社に支払うものとします。

（2）加入者は加入申込み手続き時に別表の料金表に定めた加入金を払い込むものとします。

（3）業務開始以前に予約募集期間を設け加入金の特別割引を行うことがあります。

（4）経済環境の変動に伴い加入金を改定することがあります。ただし、既加入者には適用致しません。

### （基本利用料金）

第5条 加入者は業務の提供を受けた日から別表の料金表に従い基本利用料金を当社が指定する期日までに指定する方法により当社に支払うものとします。この場合、当社は請求書および領収書は発行しません。

（2）経済環境の変動に伴い基本利用料金を改定することがあります。

（3）当社が設定した加入金、基本利用料金、特別利用料金の中にはNHKの放送受信料（衛星放送受信料も含む）は含まれておりません。

（4）当社が設定した加入金、基本利用料金、特別利用料金の中にはWOWOWの契約料、受信料は含まれておりません。視聴を希望する加入者は別途WOWOWと所定の受信契約が必要となります。

（5）当社が設定した加入金、基本利用料金、特別利用料金の中にはCS110°デジタル放送（スカパー！e2）の新規加入料、基本視聴料、その他番組視聴料は含まれておりません。視聴を希望する加入者は別途スカパー！e2と所定の受信契約が必要となります。

### （特別利用料金）

第6条 第1条 に定めるサービスを受ける加入者は第4条・第5条の規定による加入金、

基本利用料金に加えて、別表の料金表に従い特別利用料金を支払うものとします。  
(2) 特別チャンネルの視聴の申込みは、HT 毎、STB 毎、チャンネル毎、月毎の契約とします。

(3) 特別利用料金の支払は第5条 に準じ、改定は第5条 に準ずるものとします。

(HT および STB の貸与)

第7条 HT および STB は、当社の所有とし、第1条 に定めるサービスを受ける加入者に貸与します。又解約時には HT、STB およびその付属品を当社に返納するものとします。

(2) 貸与された加入者は責任をもって HT、STB およびその付属品を管理・保管・使用するものとし、故意又は過失による HT、STB およびその付属品の破損、紛失などが発生した場合にはその相当額を当社に支払うものとします。

(3) 通常使用により HT、STB に故障が生じた場合は当社の保守責任とします。ただしリモコン用の電池交換(電池を含む)の費用は加入者が負担するものとします。

(4) STB 貸与にあたっては、当社は以下の付属品を併せて加入者に貸与するものとします。

・デジタル放送用 IC カード(以下「B-CAS カード」という)

・デジタルケーブルテレビ用 IC カード(以下「C-CAS カード」という)

(5) B-CAS カードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ(以下「B-CAS」という)の「B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとします。

(6) C-CAS カードは当社の所有とし、C-CAS カードを必要とする STB を利用する加入者に、STB 1 台につき 1 枚の C-CAS カードを当社より貸与するものとします。

(7) 当社は、必要に応じて加入者に C-CAS カードの交換または返却を請求できるものとします。

(8) 当社の手配以外での STB および付属品のデータ追加、改ざんは固く禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害、利益の損失等はすべて加入者が賠償するものとします。

(9) STB を貸与された加入者は、当社が必要に応じて行う STB のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

(10) 当社は、加入者に STB を貸与するにあたり最低利用期間を設定します。最低利用期間は STB を設置した日から 6 ヶ月間とし、最低利用期間内に契約を解除した場合は別表に従い STB 解約違約金を当社に支払うものとします。

(HT、STB 利用料金)

第8条 第1条 に定めるサービスを受ける加入者は HT、STB が設置された日から別表の料金表に従い HT、STB 利用料金を支払うものとします。この場合、当社は請求書および領収書は発行しません。ただし STB のペーパービュー利用明細書については、発行を希望する加入者にのみ 1 ヶ月毎の利用明細書を有料で発行します。

(2) HT、STB 利用料金の支払は第5条 に準じ、改定は第5条 に準ずるものとします。

(HT 保証金)

第9条 第1条 に定めるサービスを受ける加入者は HT 設置完了後、別表の料金表に従い HT 保証金を支払うものとします。

(2) HT 保証金の支払は第5条 に準じ、改定は第5条 に準ずるものとします。

(3) HT 保証金に利息は付さないものとします。

(4) 加入者より HT が当社に返納された場合、当社は保証金を加入者に返還するものとします。

( 施設の設置及び費用の負担等 )

第 10 条 当社の業務に必要な施設の設置工事並びに保守は、当社及びその指定する業者が行います。当社が設置した施設のうち光端末装置 ( ONU ) の入力接続点までの施設は当社が所有しこれを管理します。加入者は引き込み端子寄りの引き込み線から受信機の入力端子までの設備の設置に要する費用 ( ONU を含む ) を負担し、ONU を含む RF 出力端子以降の設備を所有し、これを管理するものとします。

( 当社の保守責任及び免責事項 )

第 11 条 当社は当社の施設の維持管理責任を負うものとします。ただし、加入者は維持管理の必要上、業務が一時的に停止することがあることを承認するものとします。

( 2 ) 当社は加入者から当社の施設に異状がある旨、申出があった場合はこれを調査し、必要な処置を講ずるものとします。ただし、ONU を含む RF 出力端子以降の施設及び受信機等 ( HT、STB を除く ) に起因する事項の場合は加入者の責任とし修復に要する費用は加入者負担とします。

( 3 ) 当社の保守責任範囲は放送センターから ONU の入力接続点までとし、その施設に故障事故が生じた場合の修復に要する費用は当社の負担とします。

( 4 ) 加入者は当社もしくは当社の指定する業者が、設備の調査、点検、修理などを行う場合、加入者の敷地、家屋、構築物への出入りについて便宜を供与するものとします。

( 5 ) 加入者は加入後の故意又は過失により当社の施設を損傷した場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

( 6 ) 当社は天災時変その他当社が責を帰することのできない事由による業務の停止に基づく損害の賠償には応じません。

( 設置場所の変更等 )

第 12 条 加入者は次の場合に限り、受信設備の設置場所を変更できるものとします。その変更に要する諸費用は加入者が負担するものとします。

変更先が同一敷地内の場合

変更先が当社の光サービスが可能な業務区域内でかつ最寄りの分岐器に余裕がある場合

( 名義変更 )

第 13 条 次の場合は当社の確認を得た上で加入者の名義を変更することができるものとします。新加入者は直ちに、別表の料金表に従い名義変更手数料を添えて、当社指定の届け出用紙により申出るものとします。

相続の場合

新加入者が加入契約に定める旧加入者の設置場所において、当社の業務の提供を受けることについて、旧加入者の権利義務を継承する場合

本件に関し異議申し立てがあっても当事者間で解決し、当社には一切迷惑、損害をかけないものとします。

( 一時停止、再開 )

第 14 条 加入者は当社業務の提供の一時停止を希望する場合は、直ちに別表の料金表に従い一時停止手数料を添えて、当社指定の届け出用紙により申出るものとします。

また再開を希望する場合も、同様に再開手数料を添え当社に申出るものとします。

( 2 ) 停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料金は無料とします。

( 3 ) 再開時に要する費用は加入者が負担するものとします。

( 4 ) 一時停止期間は最長 1 年とします。1 年を過ぎても再開の申出がない場合は、

当社は加入契約を解除することができるものとします。

(加入者の禁止事項)

第15条 加入者は当社に無断で施設を改変、又は施設に加入者の受信機以外の施設を相互に接続して当社が業務を提供するために必要な施設を利用した場合には、その利用についての違約追徴金を支払わねばならないものとします。無断で加入者の受信機以外の施設を相互に接続した場合は改めて適切な設備工事を行い、受信契約を行なった後でなければ使用できないものとします。

(加入者の業務違反による停止及び契約解除)

第16条 加入者が利用料金の支払遅延等、本契約に違反する行為があった場合は、当社は設置したONUの接続点にて業務の提供を停止することができるものとします。停止後3ヶ月経過しても違反行為が改められない時は、当社は加入契約を解除することができるものとします。また、その際当社は当社設備を撤去する場合があります。この場合加入者は別表に定めた設備撤去費を当社に支払うものとします。また撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などの復旧を要する場合、加入者においてその費用を負担するものとします。

(遅延利息)

第17条 加入者が料金の支払を支払期日より遅延した場合は、別表の料金表に従い、遅延回数分の督促手数料及び月利2.5%の遅延金を支払期日の翌月支払日までその期間に応じて当社に支払うものとします。

(設置場所の無償使用)

第18条 当社は施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できるものとします。

(2) 加入者は、加入契約の締結について地主、家主、その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

(加入契約の解約)

第19条 加入者は加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の10日以前に当社指定の用紙により申出るものとします。また解約の場合、加入者は別表に定めた設備撤去費を当社に支払う場合があることを了承するものとします。

(2) 解約による加入金の払い戻しは致しません。ただし利用料金を前納している場合には、解約月の翌月分以降の分については払い戻しするものとします。

(3) 解約の場合、当社は当社の施設を撤去します。ただし撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などの復旧を要する場合、加入者においてその費用を負担するものとします。

(放送内容の変更)

第20条 当社はやむを得ない事情があるときは、放送内容を変更できるものとします。この場合当社はその他一切の責任を負いません。

(約款の改正)

第21条 当社は総務大臣に届け出た上で、この約款を改正できるものとします。

(定めなき事項)

第22条 この契約約款に定めていない事項あるいは疑義が生じた場合は当社及び加入者

はお互いに誠意をもって協議の上、円満に解決に当るものとします。

(当社との契約とは別途に契約すべき事項)

第23条 第1条 に定めるサービスを受ける加入者は当社との契約とは別途に、番組供給会社との契約が必要な場合があります。

(個人情報等の利用)

第24条 当社は、業務の提供に関連して知り得た加入者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を以下の利用目的の範囲内で利用します。

放送サービス(付帯する業務も含む)を提供すること、および放送サービス(付帯する業務も含む)の内容をより充実したものにすること。

加入者に有益と思われる放送サービス(付帯する業務も含む)、当社または提携先の商品・サービスに関する情報を提供すること。

加入者から個人情報の取扱いに関する同意を得る等、加入者への連絡の必要が生じた場合に、連絡すること。

利用状況や利用環境などに関する調査を実施すること、および当社内の関連部門に報告・連絡すること。

放送サービス(付帯する業務も含む)のサービス向上等の目的で、アンケート調査等による個人情報の集計および分析等を行うこと。

前号の集計および分析により得られたものを、個人を識別または特定できない態様で第三者に開示または提供すること。

(個人情報等の開示と提供)

第25条 当社は、以下の場合、個人情報を本人以外の第三者に対し、開示、提供することができるものとします。

加入者の同意を得た場合

裁判官の発布する令状により、強制処分として捜索、押収がなされる場合、その他法令の規定に基づく場合。

人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、加入者本人の同意を得ることが困難な場合。

前条の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合(個人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた業務委託または提携先に委託する場合に限る)

放送サービス(付帯する業務も含む)の料金に関する債権・債務の特定、支払および回収に必要と当社が判断した場合。

(2)当社は、加入者からの申し出により、放送サービス(付帯する業務も含む)の提供に関する業務に支障のない範囲で、これらの個人情報の照会、修正、利用・開示の中止および利用・開示の再開に応じるものとします。

(3)STBの貸与を受ける加入者の個人情報は、当社への加入申込みと同時にB-CASへ登録されます。また個人情報の変更が生じた場合には当社からB-CASへ連絡します。なお、当社はB-CASとの間に秘密保持の契約を結び、加入者の個人情報の保護をはかるものとします。

付則

当社は特に必要があるときは、本約款に特約を付することができるものとします。

集合住宅の一括加入・病院、医院・集合住宅一括加入の居住者・ホテル、旅館、宿泊施設等の加入については別途定めます。

この契約約款は平成 年 月 日から施行します。

(一般加入者)

## 料金表(消費税別)

1. 加入金(加入申込み時に全額を払い込むものとする)	50,000円
2. 基本利用料金	3ヶ月分前納口座自動振替 月額 2,000円
3. HT利用料金(HT毎)	口座自動振替 月額 1,000円
4. HT保証金(HT毎)	課税対象外 1台 5,000円
5. STB利用料金(STB毎)	口座自動振替
・ノーマルタイプ	月額 1,800円
・録画タイプ	月額 2,500円
6. STBペーパービュー視聴登録(希望者のみ)	月額 120円
7. STB初期登録料(STB毎、設置時のみ)	1台 6,500円
8. STB解約違約金(最低利用期間内、STB毎)	1台 5,000円
9. HT特別利用料金(HT毎、チャンネル毎)	口座自動振替
・スターチャンネル	月額 2,500円
・衛星劇場	月額 1,800円
・レジャーチャンネル	月額 980円
・WOWOW(加入者がWOWOWに直接支払)	月額 2,000円
・東映チャンネル	月額 1,500円
・グリーンチャンネル	月額 1,200円
10. STB特別利用料金(STB毎、チャンネル毎)	口座自動振替
・スターチャンネル (スターチャンネル・プラス・クラシックのセット)	月額 1,800円
・フジテレビ (フジテレビONE、TWO、NEXTのセット)	月額 1,500円
・衛星劇場	月額 1,800円
・東映チャンネル	月額 1,500円
・J SPORTS PLUS	月額 1,300円
・M net	月額 1,500円
・V パラダイス	月額 700円
・SPEEDチャンネル	月額 900円
・グリーンチャンネル (グリーンチャンネル、グリーンチャンネル2のセット)	月額 1,200円
・WOWOW(加入者がWOWOWに直接支払)	月額 2,300円
・プレイボーイチャンネル	月額 2,500円

- ・レインボーチャンネル 月額 2,300円
- ・ミッドナイト・ブルー 月額 2,300円
- ・パラダイステレビ 月額 1,800円
- ・ピンクチェリー 月額 2,000円
- ・アダルトチャンネルセット 月額 3,000円  
(レインボーチャンネル、ミッドナイト・ブルー、パラダイステレビ)
- ・アダルトチャンネルセット 月額 3,000円  
(ピンクチェリー、プレイボーイチャンネル)
- ・その他のペーパービュー利用料金  
番組毎もしくは1日毎に別途定めた料金を加入者が各自支払うものとします。

11. 設備撤去費(契約解除時に必要となった場合)

- ・引込線撤去 8,000円
- ・ONU撤去 3,000円

12. 諸手数料

- ・名義変更手数料 3,000円
- ・一時停止手数料 3,000円
- ・再開手数料 3,000円
- ・設置場所変更手数料 3,000円
- ・STBペーパービュー視聴明細書発行手数料(月毎、希望者のみ) 300円
- ・STBパスワード解除手数料(解除処理毎) 200円
- ・その他の手数料 1,000円
- ・督促手数料 口座自動振替 1回につき 200円